

郵便等投票対象者

身体障害者手帳による区分

障害別 級別	視覚	肢 体 不 自 由				内 臓					
		上 肢	下 肢	体 幹	移動機能(乳 児期以前の脳 病変による)	心 臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう・ 直腸	小 腸	免疫・肝臓
1 級	注意	注意									
2 級											
3 級											

介護保険の被保険者証による区分

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

戦傷病者手帳による区分

障害別 級別	視覚	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓、 呼吸器、 ぼうこう、 直腸、小腸、 肝臓
		上 肢	下 肢	体 幹		
特別項症	注意	注意				
第1項症	注意	注意				
第2項症	注意	注意				
第3項症						

(1)  で囲んだ部分が郵便等による不在者投票の対象者。

(2)  で囲んだ部分が代理記載をさせることができる、
郵便等による不在者投票の対象者。

注 意 (ただし、(2)で囲んだ障がいに該当するだけで代理記載の方法による投票が可能となるわけではなく、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(1)に該当していることが前提です。)